



2026年5月27日

各 位

会社名 ウルトラファブックス・
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉村 昇
コード番号 4235
問合せ先 管理部長 河辺 尊
電話番号 042-644-6515

**事後交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック・ユニット）付与制度に
基づく自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、事後交付型譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック・ユニット）（以下「RSU」という。）付与制度に基づく自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年6月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 53,400株
(3) 処分価額	673円
(4) 処分価額の総額	35,938,200円
(5) 処分先およびその人数ならびに処分する株式の数	2023年5月付与のRSU 当社の取締役（※） 2名 20,000株 ※監査等委員である取締役を除く 当社の従業員 1名 3,000株 当社子会社の取締役 4名 24,400株 当社子会社の従業員 4名 6,000株
(6) その他	

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年3月28日開催の当社第54回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するRSU制度を設けること、および同RSUに関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を2017年6月22日開催の当社第52回定時株主総会において取締役報酬としてご承認いただいた年額300百万円の内枠として年額100百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない。）とすること、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して各事業年度において当社の取締役に付与するRSUは、30,000株相当を上限とすること（株式分割により上限は60,000株相当に調整されております）およびRSUは3年間から10年間までの間（以下「権利算定期間」という。）で当社取締役会が定める期間の継続的な勤務を条件とすること等につき、ご承認をいただいております。また、当社は、2019年1月29日開催の当社取締役会において、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員のうち、当社が定める者にも同様のRSUを導入することを決議しております。

本自己株式処分は、当社が本制度に基づき対象者に付与したRSUが権利確定することに従い、本日付の取締役会決議に基づき行われるものです。

<本制度の内容>

（1）RSU制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社の取締役、ならびに当社および当社子会社の従業員（以下「対象者」という。）

（2）RSU制度の概要

対象者に対し予め交付株式数を定め、3年の期間経過後の日（以下「権利確定日」という。）に、権利算定期間中継続して当社または当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当社株式を交付します。

（3）当社株式の交付の方法および時期

当社は、取締役会決議に基づき、権利算定期間が終了するごとに、対象者に支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引き換えに、確定するRSUの数に対応した当社普通株式を自己株式の処分の方法により割り当てます。

（4）退任時の取扱い

対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、権利算定期間が満了する前に当社および当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役および使用人のいずれかの地位からも退任または退職した場合には、交付する株式の数または金銭の額を必要に応じて合理的に調整します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2026年5月26日（当社取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である673円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上行規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上